

29川監公第7号

平成29年10月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	花輪孝一
同	山田益男

1 監査の種別

定期（工事）監査

2 監査の対象

上下水道局

3 監査の範囲

平成27年度及び28年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託

4 監査の期間

平成29年4月3日から平成29年10月10日まで

5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託599件のうち、工事43件、業務委託7件、合計50件について、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているか、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、所管別の監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2による。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

なお、このうち工事の積算や施工監理に用いる基準の一部に、積算項目や試験方法等が具体的に記載されていない事例が見受けられた。

これらの基準は、工事価格の算定や工事の履行確保などを適正に行う上で極めて重要であることから、実際の運用において担当者の判断等による差異が生じることのないよう基準を明確にするとともに、関係職員への周知を図り適正な運用に努められたい。

(1) 積算資料を十分確認し積算を行うべきもの

浅田地区ほか下水枝線第110号工事ほか3件の工事は、下水道管きよの耐震対策や老朽化対策等のため布設替・新設を行うものである。管きよの布設に当たっては、沿道家屋に影響を及ぼす恐れがあることから家屋調査費を計上している。

家屋調査費の積算については、「設計積算基準（管きよ編）」に記載があるものの具体的な計上項目等は明記されておらず、実際の計上には「設計積算参考資料（計画・調査編）」（以下「参考資料」という。）を用いて算定を行っていた。

参考資料には、家屋調査費の積算に必要な項目として「打合せ協議」、「現地踏査」及び「事前調査」が明記されているが、本工事の設計では「事前調査」のみを計上し、本来計上すべき「打合せ協議」及び「現地踏査」が計上されていなかった。

家屋調査費の積算に当たっては、設計積算基準等を十分に確認し適切な設計を行われたい。

なお、家屋調査費の計上項目については、既に関係職員への周知が図られていることを確認している。

（工事番号23、27、28、35）（上下水道局下水道部下水道管路課、同施設課）

(2) 下水圧送管の水圧試験方法等を明確にすべきもの

本工事は、麻生水処理センターと等々力水処理センターを結ぶ下水圧送管を地震対策の一環として二条化するため、麻生区上麻生7丁目地内に下水圧送管1,000mを新たに布設する工事で、管種は耐圧性に優れたダクタイル鋳鉄管を用いていた。

「下水道工事標準仕様書（管路編）」（以下「仕様書」という。）によると、铸铁管を布設する場合は配管完了後に所定の圧力を保持する水圧試験を行うこととなっているが、具体的な試験方法や試験に用いる圧力の設定方法（以下「試験方法等」という。）については記載されていない。

ダクタイル铸铁管を用いた下水圧送管における水圧試験の試験方法等については、国や仕様書の適用すべき諸基準においても定められておらず、各自治体等で定める必要がある。しかし、本市では特段の定めが無く、「下水道圧送管路の水圧試験要領書（ダクタイル管路編）」（下水道圧送管路研究会編 以下「要領書」という。）を用いることを関係職員の共通認識として運用しているところ、本工事の水圧試験では、試験方法は要領書に基づいていたものの、試験に用いる圧力は要領書に基づかず独自に設定していた。

本市では水圧試験の試験方法等が明確に定められておらず、それが工事ごとの独自の判断による不適切な試験圧力の設定につながり耐圧性が確保されなくなる可能性がある。

今後も同種工事が予定されていることから、本市における水圧試験の試験方法等を早急に定めて関係職員に周知するとともに、監督員及び施工業者への周知も徹底できるよう仕様書への記載について検討されたい。

なお、事実判明後の検証により、本工事における下水圧送管の耐圧性に問題ないことが確認されている。

（工事番号 31）（上下水道局下水道部下水道管路課、中部下水道事務所工事課）

(3) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

ア 定められた方法により設計単価を決定すべきもの

給水管維持工事の設計単価の決定にあたり、単価の一部において水道工事標準積算基準書に基づき3社以上の見積りを徴取すべきところ、前年度同様の積算内容から2社見積りによって決定していた事例

(工事番号1、3、4) (上下水道局水道部第1配水工事事務所、同第2配水工事事務所、同第3配水工事事務所)

イ 緊急工事の際の手續及び適用範囲を十分に確認すべきもの

洗浄水送水管漏水等に対応する工事において、「川崎市上下水道局緊急工事取扱要綱」(以下「要綱」という。)への認識が不足していたため、所定の手続を経ずに工事着手を指示するとともに、工事の一部において要綱適用の是非の確認が不十分だった事例

(工事番号41) (上下水道局中部下水道事務所管理課)

別表1 所管別の監査実施状況

所管別			監査の範囲		監査実施工事等	
			件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
上下 水道局	水道部	工事	266	30,588,165	20	9,424,408
		業務委託	15	299,601	3	66,655
	下水道部	工事	249	34,900,253	23	5,716,397
		業務委託	66	1,305,249	4	96,285
	サービス 推進部	工事	2	7,750	0	0
		業務委託	1	4,924	0	0
小計		工事	517	65,496,168	43	15,140,805
		業務委託	82	1,609,774	7	162,940
合計			599	67,105,942	50	15,303,745